平成２２年（フ）第４７２号
石川県金沢市富樫２丁目６番29号
債務者　名畑　明雄
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯森　和彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月26日午後２時50分
5　免責意見申述期間　平成23年１月19日まで
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第２８１７号
神奈川県大和市南林間５丁目９番８号
債務者　山田　和広
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８１８号
神奈川県座間市緑ケ丘５丁目５番５号　ヴィラオオタニ203号
債務者　山田　光永
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８１号
静岡県伊豆市熊坂1197―24、住民票上の住所神奈川県横浜市神奈川区西大口166番地
債務者　門松　　豊
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　　登
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年１月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年１月21日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１７１号
埼玉県久喜市除堀934番地１
債務者　佐藤　　守
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１３７９号
埼玉県川口市飯塚３丁目１番９号
債務者　海老原健二
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１７号
埼玉県新座市栄１丁目１番３号
債務者　重藤　大輔
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１８号
埼玉県新座市栄１丁目１番３号
債務者　重藤久美子（旧姓幸田）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４２９号
埼玉県蓮田市関山４丁目２番39号　関山ハイツ201号
債務者　白土　文代（旧姓滝口）
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１４３３号
埼玉県南埼玉郡宮代町中島159―１―201、住民票上の住所千葉県野田市尾崎台25番地の10
債務者　神田　秀治
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５３８号
埼玉県久喜市本町２丁目８番20号
債務者　仲地　榮子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５４４号
埼玉県加須市馬内325番地１　オレンジハウス202号
債務者　大野　純子
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５２号
さいたま市西区三橋６丁目458番地１　フラワーヒル三橋205号、旧住所さいたま市西区大字佐知川130番地15
債務者　武田　　進
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５３号
さいたま市西区三橋６丁目458番地１　フラワーヒル三橋205号、旧住所さいたま市西区大字佐知川130番地15
債務者　武田　雅代
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６２８号
埼玉県久喜市吉羽２丁目２番地16　ハイムアソウ207
債務者　下田　正人
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６３号
埼玉県上尾市大字久保283番地　しらこばと団地12―104
債務者　吉敷　光弘
1　決定年月日時　平成22年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第７６７号
埼玉県所沢市若狭４丁目2491番地の56
債務者　杉本　増代
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
さいたま地方裁判所川越支部